労働安全衛生法令及び鉱山保安法令に基づく粉じんの試料空気の採取法等の比較

資料3-3

令和2年10月

| 1 | | | | | T | | 令和2年10月 |
|-----------------------|--|----------------------------|-----------------|---|----------------------|---|---------|
| | | | 全衛生法令関係 | | | 鉱山保安法令関係 | |
| | 屋内 | | ずい道内 | | (坑内・坑外(屋内)で共通) | | 備考 |
| | 根拠法令等 | 概 要 | 根拠法令等 | 概 要 | 根拠法令等 | 概 要 | |
| 試料空気の採 取法 | 作業環境測定基準第 2条第1項 (作業環境測定)A測定、B測定 | | | | 告示第14条第1項 第1号~第3号 | (作業環境測定)A測定、B測定 | |
| | | | | | ん濃度測定マニュ | 個人サンプラーによる測定を妨げるものではない。ただし巡回点検時のように単位作業場所の設定が困難な作業にとどめることが必要 | |
| | | | 告示第1条第1項 第1号 | 定置式の試料採取機器を用いる方法(切羽から 概ね10m、30m、50m) | | | |
| | | | | 労働者の身体に装着する試料採取機器を用い る方法 | | | |
| | | | | 車両系機器に装着されている試料採取機器を 用いる方法 | | | |
| 粉じん濃度の 測定法 | 作業環境測定基準第 2条第1項第4号 | 分粒装置を用いるろ過補集方法及び 重量分析方法 | 告示第1条第1項 第6号 | 分粒装置を用いるろ過補集方法及び重量分析 方法 | 告示第14条第1項 第5号 | 分粒装置を用いるろ過補集方法及び重量分析方 法 | |
| | | 相対濃度指示方法 | | 分粒装置を用いる相対濃度指示方法 | | 相対濃度指示方法 | |
| 粉じん濃度の 測定値の処理 | 作業環境評価基準第 2条、第3条 | | | | | 粉じん濃度の幾何平均値から第一評価値・第二 評価値を算出 | |
| | | | 告示第1条第2項 | 測定値の平均値により評価 | | | |
| 遊離けい酸の 含有率の測定 法 | 作業環境測定基準第 2条の2 | エックス線回折分析方法 | 告示第1条第3項 | エックス線回折分析方法 | -告示第16条 | エックス線回折分析方法 | |
| | | 重量分析方法 | | 重量分析方法 | | 化学分析方法(りん酸法) | |
| 粉じん濃度の 測定値の評価 法 | 粉じん障害防止規則 第26条の2 第26条の2 第26条の2 第一評価値・第二評価値と管理濃度 を比較し、管理区分へ区分し評価 | | | | | 第一評価値・第二評価値と管理濃度を比較し、管理区分へ区分し評価 | |
| | | | 告示第1条第2項 | 測定値の平均値により評価 (参考)「ずい道等建設工事における粉じん対策 に関するガイドライン」において、測定値の評価 値(算術平均)と粉じん濃度目標レベル(2 mg/m3以下)とを比較して評価としている | 「美国におこのころろうしん | ん濃度測定マニュアル」P59で、坑内での粉じん濃 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関する 3mg/m3を引用 | |

(注)

作業環境測定基準:「作業環境測定基準」(昭和51年4月22日労働省告示第46号)作業環境評価基準:「作業環境評価基準」(昭和63年9月1日労働省告示第79号)

労働安全衛生法関係の枠内の告示:「粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等」(令和2年7月20日厚生労働省告示第265号)

鉱山保安法関係の枠内の告示:「鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等」(平成17年3月15日経済産業省告示第61号)

粉じん濃度測定マニュアル:「鉱山における粉じん濃度測定マニュアル」(平成22年8月経済産業省鉱山保安課・石炭保安室)